

平成 30 年（2018 年）3 月 26 日

豊中市長  
浅利 敬一郎 様

豊中市同和問題解決推進協議会  
会長 西田 芳正

豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の  
進め方について（答申）

平成 28 年（2016 年）8 月 4 日付け豊人人第 152 号で諮問のありました「豊  
中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方」につい  
て、審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

豊中市における同和問題の解決を図るための  
具体的な教育・啓発の進め方について

答 申

平成30年（2018年）3月26日

豊中市同和問題解決推進協議会

## 目 次

はじめに

1. 部落差別の現状と市民意識のあり様について
2. 同和保育の取り組みについて
3. 同和教育の取り組みについて
4. 市民啓発の取り組みについて
5. まとめ

おわりに

(参考)

- ① 諮問文（写）
- ② 同和问题解決推進協議会の審議経過
- ③ 同和问题解決推進協議会委員名簿

## はじめに

豊中市では、平成 15 年（2003 年）1 月に出された同和対策審議会の答申を基に、同和問題の解決に向けた取り組みを進めてきた。さらに同審議会を平成 16 年（2004 年）6 月に改組した同和問題解決推進協議会では、同和行政の取り組みや差別事象の実態、人権についての市民意識調査の結果等をふまえ、同和問題の解決に向けた取り組みについて審議を重ねてきた。

第 6 期（平成 26 年（2014 年）からの 2 年間）の本協議会では、平成 25 年（2013 年）に行われた人権についての市民意識調査の結果を受けて同和問題に関わる教育・啓発の課題について検討を深めるべきとの意見を提出した。これに対して、同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について、その方向性や手法、教材等の開発に向けた指針や提案を示すよう、豊中市長から今期の協議会に対して諮問を受けることになった。

従来、同和問題の解決を図るための重要なテーマであった住宅を含む環境改善と教育・就労の保障については、同和対策事業の成果として大きく改善されたが、部落に対する差別意識と行動についてはいまだに残り続けており、教育・啓発が担うべき役割は非常に大きなものである。

本市では、後に触れるように同和保育、同和教育の分野で先進的な取り組みを重ね、市民への人権啓発活動においても地道な取り組みがなされてきた。その歴史は評価されるべきだが、市民意識調査の結果は教育・啓発の不十分さを物語るものであった。これまでの成果を活かしつつ、何にどのように取り組めばよいのかを示すことが求められている。

同和地区とその住民に対する差別的な意識とその表れである差別事象が残っている限り、その解決に向けた教育・啓発が取り組まれる必要があることは言うまでもない。これに対して、「何故同和問題に行政は力を入れるのか、特別扱いではないのか」との疑念が市民から表明されることが珍しくない。そうした意識が持たれる背景として、同和対策事業の進め方に課題が見られたことだけではなく、市民の側の生活状況や人権への意識にも留意すべき側面があり、「貧困」や「格差」の拡大という日本社会の大きな変化のなかで、無視できない動きとなっていることが危惧される。同和問題を教育・啓発のテーマとして取り組むことは、単に部落差別の解消を目指すことに留まらない今日的な意義があるものと考えられる。この点については人権啓発の取り組みを扱う際に触れたい。

以下、答申の前提として部落差別の現状と市民意識のあり様について確認した後、乳幼児期の取り組み、学校教育における取り組み、そして最後に市民向けの人権啓発の順に、現状とその課題を整理し必要とされる取り組みのあり方について述べる。その際、単に望ましい方向について指摘するのではなく、「具体的な進め方」を示すよう努め、諮問に応えることとしたい。

## 1. 部落差別の現状と市民意識のあり様について

平成 28 年（2016 年）に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（以下、部落差別解消推進法と記す）」では、「現在もなお部落差別が存在する」とし、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であり、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」と第一条に記されている。そして、具体的な取り組みとして、部落差別に関する相談体制の充実と並んで、「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める」ことを国と地方公共団体に求めている。

今回の答申は、豊中市が担うべき課題としてこの法律でも明記されている、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発の具体的な進め方を示すものだが、その検討に入る前に、豊中市における部落差別の現状と市民の意識のあり様についてふまえておくことが必要となる。

市が公式に把握している差別事象としては、引っ越しや不動産取得に絡んでなされる同和地区か否かについての行政への問い合わせや、住宅広告の地図に地区を想起させる建物の記載が省かれる問題、公共スペースでの差別落書き等が審議会で報告されている。しかしながら、これらの、いわば公式に確認されたもの以外に、多様な、そして深刻なかたちで部落差別が起り続けていることに目を向ける必要がある。

答申の内容を検討するに際して、執筆に当たったメンバーは差別を受けてきた当事者の声を聞く機会を得ることができた。その場で、差別に傷つき、不安にさいなまれる同和地区の人々の経験と思いを改めて突き付けられることとなったのである。日常生活の場面で、近隣住民が口にする差別発言を耳にした際の心情、あるいは自身や近親者が経験した結婚差別と、その経験から子どもの将来について抱いてしまう不安な思いがそこでは語られた。

「差別事件」として顕在化することがないのは、差別による反対を受けたとしても本人の結婚の実現を願う切実な思いや、日々耳にする差別発言に対してはさらなる差別の言葉が発せられることを恐れて抗議する言葉を飲み込むしかないという現実があることが推測される。さらに、不動産のチラシに物件の近辺にある「まちづくりセンター」が記されていない地図が掲載されているのを目にすることは、周囲が抱く差別意識の存在を突きつけられていることにほかならない。

「現在もなお部落差別は存在する」という認識は、豊中市においても当てはまると言わざるを得ないのである。

それでは、市民の側は部落差別についてどのような意識を抱いているのだろうか。ここでは豊中市が平成 25 年（2013 年）に行った「人権についての市民意識調査」から結果の一部を示しておく。「同和地区内の物件を避けたほうがいい」、「同和地区の人とは、結婚してはいけない」、「同和地区の人はこわい」などの差別発言を直接聞いた経験の有無を尋ねた質問に対して、半数を越える 51.1%の人が耳にしたことがあると回答しており、これを年齢別でみても 20 歳代で 4 割を越える結果となっている。また、それを「誰から聞いたのか」という質問では「家族」、「友人」、「職場の人」など身近な人から聞いたとする回答が多くなっている。さらに、差別発言を「聞いたとき、どう感じましたか」という質問には、差別への同調にもつながりかねない「そういう見方もあるのかと思った」とする回答が 52.1%と半数を超え、差別発言に追随するような「そのとおりと思った」という回答も 10.2%にのぼ

っている。この、「そのとおりに思った」という回答を年齢別にみると 20 歳代で最も多くなっている (15.7%) 点が非常に気付きである。

同和地区にまつわる差別的なメッセージが身近な場面で伝えられるという状況は若い世代についても大きな変化はない。また、「部落差別解消推進法」に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」との認識が記されているように、インターネット上での差別的な情報に若い世代が接し影響を受けていることが上記の結果から推測される。

さらに、特に若い世代について見過ごすことができないのは学校での同和教育経験の変化である。「差別や人権に関する教育を受けたことがありますか」という質問に 54.6%の人が「ある」と答え、40 歳代以下では 8 割を越えている。しかしながら、その頻度を尋ねる質問では 50 歳代から 30 歳代までと 20 歳代以下を比べると明らかに頻度が下がり、16～19 歳では「年に数回」という回答が 54.1%にのぼっている。さらに複数の選択肢から「どのような内容を教わりましたか」と尋ねる質問への回答では、「同和問題」を選択する人の割合が 30 歳代、20 歳代、16～19 歳でそれぞれ 78.2%、45.6%、26.7%と急激に低下しているのである。多様な人権課題を学校で学ぶ機会は提供されている。しかし、人権教育の時間数が少なくなるなか、同和問題について学ぶことのないままに学校教育を終える若者が、豊中市においても多数を占める、という状況となっていることがわかる。

日常的な人間関係のなかで、そしてネットを通して差別的なメッセージが伝えられている一方で、「部落差別は許されない」という認識が伝えられる機会が縮小している。先の「そのとおりに思った」という回答が若い世代で多くなるという現実、そのような背景のもとに生み出されていると考えられる。

こうした実態から、乳幼児期、学校教育、そして市民対象の教育・啓発の重要性が今日においてさらに増していることが確認されたのである。以下、豊中市における取り組みと課題を検討し、今後求められる方向を示していく。

## 2. 同和保育の取り組みについて

### ① 取り組みの現状

豊中市では、昭和 61 年（1986 年）に「同和保育基本方針」を策定し、差別のない社会をつくるために同和地区の子どもに差別に打ち勝つ力を育むこと、すべての子どもたちに差別をしない、許さない人間として育むことの重要性を謳い、「一人ひとりの子どもの人権を大切にすることを基本とし、人生の基礎である乳幼児期に人権尊重の基礎的な資質を養うことをめざした」保育を積み重ねてきた。さらに平成 17 年（2005 年）には、同和保育から学び培った人権尊重の理念や保育実践をもとに、部落差別を始めあらゆる差別の解消を目指した乳幼児期の保育を豊中市立保育所・幼稚園で一層強化することを目的に、「豊中市人権保育基本方針」を策定している。「人権保育基本方針」は、基本理念として「一人ひとりの人権を大切に保育」、「子ども自身に差別の解消に向けて行動する人権尊重の考え方を育む保育（子ども自身、あるいは仲間に行っている人権問題について子ども自身が変えていく力を身につける保育の推進）」、「子どもにかかわる大人（保護者・地域・職員）が、人権問題を共に考えるためのつながりを作る保育」の 3 つの柱を掲げている。

これらの方針に基づく保育実践は、主として、子どもにとってのコミュニティであるクラスを軸に行われており、クラス集団作り（仲間づくり）を通して、自己と他者を尊敬し、公平を追求し、偏見をおかしいと感じて変えるために行動できる力を育むことがめざされている。また、「保育は子どもの現実から始まる」の言葉の通り、「活動と関係」の中での子どもの姿に着目し、外に見える姿から内面を読み取ることで、子どもの現実に根差した保育実践をめざすという方法論が整理されてきた。

同和問題は乳幼児にとっては直接的に見えにくい課題であるが、乳幼児の育ちに大きな影響を及ぼしており、乳幼児期を通して子ども自身も差別的な価値観を次第に持つようになるという実態の理解に基づいてこうした取り組みは行われている。乳幼児期に人権の立場からの人格形成を行うことを通じて、自分と仲間を尊敬できる子ども、公平や平等という価値を理解し実際にその論理を使える子ども、差別を嫌だと感じ、差別を許さない感性を持った子どもを育てるということを通じて、同和問題の解決をめざした実践であるといえる。また、直接的に同和問題を幼児が考えるきっかけとなるような実践の蓄積も行われてきた。

同和保育の取り組みは、保護者や地域の願いを受け、保護者・地域・保育者の協働の中で発展してきた取り組みである。現在も、日常の保育の様子や園行事の機会、保護者講演会、子どものつぶやきの紹介などの機会を通じて、保護者が子どもの育ちを人権の視点から捉えることができるような取り組みが行われている。また、さまざまな子育て支援の取り組みも実施されており、保護者が抱える子育ての困難さを、背景にある人権課題を踏まえて理解し、具体的な支援が行われている。

これらの取り組みについての保育者間での共通理解については、豊中市立保育所・幼稚園としてそれぞれに運営されていた時期から、同和保育・人権保育の実践交流会が公民の幼保の参加をもとに行われており、各園の取り組みについて学びあう機会を創出しており、豊中市全体で取り組まれてきた実践であるといえる。また、豊中市立保育所・幼稚園における同和保育・人権保育の蓄積は、保育実践記録として書籍や報告書の形で発表されているものも多い。現在、公立園がすべて認定こども園となり、従来の保育所・幼稚園がそれぞれの独自性を持って進めてきた同和保育・人権保育実践の融合が求められるようになっている。

各園の人権保育に関わる研修については、各こども園によって研究テーマを決めて講師を招聘するなどの方法で研修や実践の検討に取り組む「アドバイザー研修」という形で園内研修に努めている。実践を報告して検討し実践を見直すというサイクルがここで確立されている。

## ② 同和保育・人権保育の課題と具体的な取り組み

豊中市では、全国的にみても先進的な取り組みが同和保育・人権保育において蓄積されてきたと考えられる。しかしながら、さまざまな課題に直面していることも事実である。ここでは、こうした課題を整理するとともに、その解決のためにどのような取り組みが必要であるかの方向性についての提言を行う。

### 1) 保育実践の継承に関わって

保育者の世代交代の時期を迎え、実践を作り上げてきた世代の保育者の退職などが相次いでいる。そのため、若い世代の保育者に同和保育・人権保育実践の蓄積が継承されない可能性がある。それに加えて、公立認定こども園においては保育者の雇用形態が多様化し、一般職非常勤職員や臨時職員といった流動的な雇用形態の保育者が増えている実態がある。また、雇用が流動的になることで、保育者自身の保育経験も多様化しているため、保育観や実践の理念の共有が難しい現状がある。そのため、保育実践の継承に更なる難しさが生み出されている。

その一方で、保育現場の多忙化や人員不足は深刻な状況である。各クラス担任は自身が担任するクラスの保育やその他の業務に追われ、他クラスの実践から学ぶ機会の創出や保育者間で日々の保育実践の検証等を行う機会が減少しており、同和保育・人権保育実践をより深化させるための学び合いが困難になっている。

このような状況は、豊中市における同和保育・人権保育の継承が難しくなっていることを意味しており、これまでの蓄積をいかに継承し、学びあう機会を創出するかが課題である。これまでの実践の蓄積を、実践報告資料のデータベース化等の方法で整理することや、同和保育・人権保育実践を創ってきた保育者から学びあえる場の創出を行うことが求められる。こうした学びあいは保育者間のみにとどまるものではなく、学校関係者、保護者、地域との間でも実現すべきことであることから考えれば、同和保育・人権保育についての発信を継続・発展させていくことが必要である。

### 2) 人権研修のあり方

学校教育における同和問題に関わる学習への取り組みが減少する中、保育者自身が同和問題について十分な認識を持ち得ていないという課題、同和問題が持つ独自の文脈やそのことが子どもの育ちに与える影響、子どもの将来に与える影響、保護者の抱えている状況の背景について保育者が十分に認識できないという課題がある。同和問題を直接に学ぶ機会は、現在も公立認定こども園の保育者全体を対象とした研修として設定されているが、その理解の基礎となる同和問題への認識が十分でない場合もあるため、研修内容の更なる充実が求められる。

各園の研修に関わって、アドバイザー研修制度を導入したことは、各園の必要に応じた研修が可能になるというメリットと、園の中での同和保育・人権保育に対する意識のありようによっては人権研修・人権保育研修のウエイトが下がる可能性があるというデメリットが

ある。

アドバイザー研修の機会は、各園の実践に基づいて、より具体的で実践的な検討を可能にする点に特徴がある。だからこそ、この機会を活かして、同和保育・人権保育の視点に立った仲間づくりの研修を各現場における保育実践に即して実施する必要性がある。具体的な場面を通じた公開保育などの研修により、より具体的に豊中市の同和保育・人権保育の理念を理解することが可能になると思われる。この研修では、同和保育・人権保育が一人ひとり子どもを大事にして取り組まれ、形骸化しないで進められていくことが重要である。保育者自身が自ら実践の意味に気づき、主体的に自身の実践を創り変えていけるようになることが重要である。

### 3) 子どもの貧困への対応

貧困が子どもに与える影響については、自尊感情や学力などの視点からの指摘がなされているところであるが、豊中市においても平成 28 年度（2016 年度）に行われた子どもの生活に関する実態調査の中で、これらの課題が浮き彫りにされており、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの生きる力を育めるよう、その対応について具体化する必要がある。このとき、子どもの生活実態やその影響についての具体的な理解に基づいた保育実践の構築のために、保育現場だけにとどまらない支援体制の構築と、家庭支援に関わる保育者の加配等を検討し、より充実した支援を実現する必要がある。

### 4) 認定こども園移行後の課題

豊中市立保育所・幼稚園が蓄積してきた同和保育・人権保育実践の考え方は、それぞれ独自の方法を形成してきたが、認定こども園としての再編にあたって策定された「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」においては、幼保それぞれにおいて蓄積されてきた同和保育・人権保育実践の考え方の融合がめざされた。さらに、認定こども園への移行後は、各園の実態に基づいて、人権の視点をいかに位置付けるかについての模索が行われてきている。平成 29 年（2017 年）3 月に内閣府・文部科学省・厚生労働省より「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（改訂）」が公示され、平成 30 年（2018 年）4 月より施行されることとなったが、要領が認定こども園における教育・保育の大きな方針を示したものであり、具体的な保育の計画は各園の実態に応じて検討されるものであるということから考えれば、豊中市においても、新しい要領に即した全体的な計画の点検・振り返りが求められることとなる。こうした点検・振り返りの機会を通じて、改めて人権の視点に立った保育実践のあり方を検討していくことが求められる。

### 5) 学力につながる力に関する課題

同和問題において、子どもの学力を巡る課題はこれまでも指摘されてきたところであり、同和保育・人権保育実践においても、子どもに確かな認識を育てることが重視されてきた。そのためには、学力につなげる力をいかに高めるかについて意識した実践を可能にする必要がある。その際に、乳幼児期における学力に繋がる力の育ちのありようについて、認知能力の土台を形成する「目標を達成する力、他者と協働する力、情動を制御する力」などを含むいわゆる「非認知能力」の育成が乳幼児期において重要であるという近年の研究動向などを意識しながら、「豊中市立幼保連携型認定こども園全体計画」の点検・振り返りの機会などを通じて議論を深める必要がある。また、研修等の機会を通じて、保育者間でその方法を理解し、理念を共有できるようにする必要がある。

## 6) 民間こども園等への発信や研修

私立幼稚園・保育園・認定こども園は、それぞれが独自の理念に基づいて実践をしているが、その中に、同和保育・人権保育の視点を各園が主体的に取り入れる方法を考える必要がある。現状では、同和保育・人権保育に関わる研修会への参加呼びかけが行われているが、すべての園が参加しているという状況ではなく、同和保育・人権保育の視点は市全体の保育に関わる施設で共有されているとは言えない。

そのため、私立幼稚園・保育園・認定こども園がもつそれぞれの理念を尊重しつつ、各園が主体的に同和保育・人権保育の知見を取り入れた実践を構築するために、アドバイザー研修などの制度を民間こども園等にも拡大し、その制度を活用した園内研修の実施等の方法で、各園の実践に基づいた人権の視点を大切にした保育実践の展開を可能にする必要がある。

## 7) 小学校以降の教育との連携

乳幼児期における同和保育・人権保育の取り組みと小学校・中学校の同和教育・人権教育の取り組みはそれぞれの蓄積を有しているが、お互いの成果について学びあう機会は十分ではない。小中学校の教職員が、研究会等の場において公立認定こども園における取り組みを知ることになったのはここ数年のことである。

平成 28 年度（2016 年度）より、市立の旧幼稚園 7 園が参加していたのに加えて市立の旧保育所がすべて豊中市人権教育研究協議会に参加した。行政の管轄を越えて調整したうえで、参加にいたったことで今の豊中市人権教育研究協議会専門部会への認定こども園からの多くの参加につながり、その実践が小中学校教職員にも共有されることになった。「公平・尊敬・反偏見」をベースにした保育の中で、子どもとどう向き合っているのかを小中学校教職員が知る機会は、この豊中市人権教育研究協議会を置いて他にはほとんどない。これは豊中市が取り組んだ成果である。平成 28 年度（2016 年度）には豊中市人権教育夏季研究会の 4 つのうち 3 つの分科会で実践を発信している。平日に行う実践交流会への参加が厳しい状況の中、こうした場でのこども園の実践の市内への発信は、子どもの育ちを切れ目なく引き継いでいくという意味でも、今後も大変重要な意味をもつ。

校種間連携を活発化させることにより、乳幼児期における同和保育・人権保育の取り組みと、小中学校における同和教育・人権教育の連携を図ることが求められる。このことは、取り組みの理念や実際を学びあう機会の創出と、人権の視点に立って一人ひとりの子どもの育ちを確認しあい、スムーズな接続につなげるための話し合いの機会の創出という 2 点から取り組まれる必要がある。こうしたことの実現のためにも、保育者と小中学校教職員の研修の機会の確保とそれを可能にする人員体制の確保が求められる。

### 3. 同和教育の取り組みについて

#### ① 同和教育における現状

先に、同和問題をめぐる市民の意識のあり様について整理した際、学校における学習機会が若い世代で大きく縮小している実態を指摘した。これに関連して、教育委員会が行った「平成27年度本市人権教育取り組み状況の調査」をみると、各校に人権教育推進計画があるものの、部落問題学習の実施状況については、毎年度部落問題学習に取り組んでいる学校は、小学校は6割、中学校は約2割であった。そして、過去3年以上、部落問題学習に取り組んでいない学校は、小学校ではなかったが中学校では約半数であった。

さらに、部落問題に関わる校内人権研修を実施した学校は、小学校、中学校ともに約2割にとどまっている。

以上のことから、豊中市においても同和問題についての学習を経験せずに大人になっていく子どもが増えており、教職員についても、同和問題について正しい知識を持たない教職員が増え、部落問題学習に取り組むにあたって、どのように取り組んでいいのかわからないという状況が広がっている。部落問題学習の必要性を具体的に考える必要がある。

#### ② 同和教育の課題と具体的な取り組み

教職員の急速な世代交代が進む状況下で、同和問題を知らない、学んでいない若い教職員が増えている。一般的に知識、技能を継承していくだけでは創りだしていくまでにはいかない。このような厳しい状況の下で、これまでの同和教育の蓄積を継承しつつ新しい状況に応じた同和教育を創造していく必要がある。次に、これからの具体的な取り組みとして考えられる点をあげる。

##### 1)ベテラン教職員の経験や知識の継承

若い教職員に、同和問題についての学びの場、出会いの場、気づきの場を作ることにより部落問題学習に取り組む手掛かりをつかめるようにする。

以前であれば、校内で経験豊かな教職員が部落問題学習の実践を見せて知識や経験を引き継いでいくことができた。しかし、教職員の急速な世代交代が進む状況の下では、人権教育研修、実践交流会など、自校での実践と同時に他校での実践からも学ぶことが必要となる。

管理職はこのような外部の研修の情報にアンテナを張り、教職員に対し適切に学びの場を周知することが重要である。研修の内容が少しでも教職員に伝わっているか、具体的に少しづつ部落問題学習が深まっていきつつあるか見直していくことも重要である。

中学校では部活動指導があることから夏季休業中などの研修に参加することが困難な状況もあるが、教育の土台としての人権教育の重要性をすべての管理職が認識して、経験年数の少ない教職員の背中を押して学ぶ場を周知させることが必要である。

##### 2)若手教職員を中心とした人材育成

若手教職員を中心とした人材育成のためには、大阪府教育庁が作っている資料を活用する。また府教育庁の研修や大阪府人権教育研究協議会、豊能地区人権教育研究協議会、豊中市人権教育研究協議会のネットワークを活用するようにしたい。このような学ぶ場を活用し、学んだことを自分だけでなく仲間や学校の教職員に返すことも重要である。

具体的な実践を進めるにしてもそれを担う人が必要である。その人をどう育てていくのかという見通しが必要である。実践交流会で司会をしたり、分科会運営をしたりすることで、

部落問題学習を中心とした人権教育の授業実践の力をつけていくことができるようにしたい。こうして人を育てようとするビジョンを教育委員会や学校が明確に持つことが大切である。

具体的な取り組みの例として、豊能地区人権教育研究協議会では、若手教職員が実践を語り綴り報告する場を作ってそこで学んで力をつけていくことができている。そのような場を教育委員会はバックアップしていく必要がある。

### 3) 仲間づくりと学力保障、部落問題学習

部落問題学習において重要な点は、仲間づくりと学力保障、進路保障とが構造的に連続しているという点である。

「誰一人排除されないとともに生きる社会を創る」というテーマをもって学校の教育に取り組むためには、子どもの思いや保護者や家族の生いたちや地域の願いを知り、その背景にある人権課題などを含んだ広い意味での子どものくらしを知ることがまず必要になる。

仲間づくりと学力保障とは車の両輪と言われるが、まず、子どもにとっては、自分がそこにいて大丈夫という居場所があって、学びたいという意欲はより強くなる。教室で人間関係に不安があるとか、家でのくらしが安定しないと子どもにとっては学ぶどころではないことは言うまでもない。子どもどうしをつなぐ集団づくりを、目的意識を持って取り組む必要がある。しかし、集団づくりがゴールではない。

「誰一人排除されないとともに生きる社会」を創る主体として子どもが育つのだという意識を教職員が持つことが必要である。集団づくりは、子どもたちが互いのくらしを深く知り、日々の生活に影響を及ぼしている人権課題や貧困など社会の課題にも気づき、その課題について学校園に関わるところから少しでも解決するために考え行動する力を育てたいのである。

「誰一人排除されないとともに生きる社会を創る」ことをめざして取り組むことは、不登校の子どもや、貧困家庭の子ども、部落差別や外国人差別や障害者差別、女性差別など、被差別の立場におかれやすい子どもの課題ではあるが、同時にまたどの子にとっても重要な課題である。自分一人では解決できない事でも、仲間とともに解決していけるのである。しかし、その一方で困難な場合もある。このような点を具体的に一つ一つ認識していくことが課題解決なのである。

こうした取り組みを通して、子どもたちが今ここで学ぶ意味を考え、支え合いながら学習をしていくことにつなげていく。また、生き方を考え、互いの進路を語り合う場をつくる。簡単にできることではないが、このような取り組みによってお互いの生き方を大切にし、自己実現できる進路を考えるようになっていく。例えば、障害のある仲間の進路はどうなるのか。そこに差別はないのか、と考えていくことができる。

また、自分の生き方を考えていく上で、教室の中では解決が困難である点が部落差別にはあるととらえることも必要である。それゆえ漠然とした部落差別ではなく、当事者との出会いも不可欠で、「今日向き合って話をした、あるいは近所でいつも支えてもらっているAさんが、差別をうけている！それはおかしいやろ！」という具体的な認識が必要ではないか。自分の生き方の中で部落差別について、「よくわからない」、「自分とは関係ない」ではなく、「それは間違っている」、「なぜそんなことがあるのかもっと知っていこう」、「解決できないか考えていこう」、と前向きにとらえていく子どもが育つことが重要である。

集団づくりは、一人ひとりの子どもの姿が見えるよう、学年会などで話し合うことが普段から必要である。そこでは目に見える行動だけでなく、くらしを深く見つめていくことが必要で、担任だけでなく学年、学校の教職員が協力して保護者とも連携していくことも欠かせない。

教室の中だけでなく、フィールドワークや聞き取りを通して、「誰一人排除されない社会」をつくろうと努力している人、先輩に自分の生き方の一つのモデルとして出会う機会をつくるのも貴重な実践である。

また、高校も含めた校種間連携のような視点を持ち取り組んでいくことが大切である。教職員が地域と出会い、人と出会い、部落差別の課題を少しでも「じぶんごと」としてとらえてほしい。

#### 4)人権教育の位置づけ

人権教育をきちんと学校教育の中心に位置付けている学校では、子どもたち自身が自分のものの見方や感じ方を大事にすることができる。人権教育が大切と言いながら、学力に関してテストの点数がとれているかどうかだけで判断していないか、くらしをしっかりと見ていこうと言いながら、目に見える行動だけで子どもを判断していないか、など、教職員が子どもを見る見方がぶれていないかを互いに点検していくことも必要である。

入学から卒業までビジョンを持って部落問題学習を学ぶことも必要である。さらに、認定こども園や幼稚園・保育所・小学校・中学校・高校・卒業後をも見通した視点を持ち、関係機関団体との連携を積極的にもって取り組んでいくことが大切である。「誰一人排除されないとともに生きる社会を創る」というテーマを裏返して言うと、現状は「誰一人排除されない社会」になっていない、ということであり、そこにどのような課題があるのかを追求していくことで、社会全体がどうあるべきかがみえてくる。どう解決していくのかには正解が一つということではなく、教職員間で考えるということになるが、課題を整理して学習していくことも欠かせない。

子どもの中心的な価値観の中にその子なりの人権意識が育まれているかも重要である。その際、「豊中市人権教育基本方針」を実践に生かしていく必要があるのではないかと。

#### 5)豊中市人権教育研究協議会や関係団体との連携・協働

豊中市立学校・園の全教職員が会員となっている豊中市人権教育研究協議会は昭和47年(1972年)から人権・同和教育の実践についての研究活動を積み重ねており、豊中市の人権教育の推進においては欠かせない存在である。この豊中市人権教育研究協議会をはじめとして教職員が自主的に参加したり、運営に関わったり、実践を発信したりして人権教育の学びを深めている場としては次のようなものがある。豊中市人権教育研究協議会で行われている専門部会などの研究会・学習会や豊中市人権教育研究協議会の主催する豊中市人権教育夏季研究会、校区別人研、また、豊能地区人権教育研究協議会が主催する人権教育実践交流会、大阪府人権教育研究協議会が主催する大阪府人権教育研究夏季研究会、大阪府人権教育研究大会、人権・部落問題学習研究集会などである。

特に豊中市人権教育研究協議会が主催する夏季研究会では、人権課題についての講演と実践交流分科会を行っており毎年約500名の教職員が運営・参加し、子どもの姿での具体的な実践の報告、討議を通して学びを深めている。今後もこうした機会をとらえて教職員が人権課題について学ぶことは大変重要であるが、校務の多忙化の中、職場から出での参加が

厳しいという声もある。人権課題についての学びのチャンスであり、人権教育推進につながることを管理職も含めて理解・共有することが大切であり、積極的に参加できるよう機会が保障されることが必要である。

#### **6)保護者の学校への期待**

「誰一人排除されないともに生きる社会」というテーマで学校の教育実践が取り組まれていけば、この理念は保護者にも伝わるのではないか。子どもたちの姿を通して保護者も学校教育の内実を判断している。人権学習が増えると教科の学習に影響が及ぶのではないかと心配する保護者の声が一時的にも事実であろう。しかし、部落問題学習を中心とした人権学習を通して子どもの生き方がその子なりに変容していくことが見られればこそ保護者の声が支えになるのではないか。

#### **7)人権・部落問題学習に関わる授業づくり**

##### **【実践交流】**

いろいろな取組みの中で、面白い、大事だ、子ども自身が学んでよかったと思える、さらに子ども自身が変容している実践を交流しあい一歩ずつ広げていく。

##### **【今ある授業の工夫】**

小学校6年間で部落問題学習をしていくベースはすでにある。1年生：家の仕事、2年生：命の学習、3,4年生：地域について考える、5,6年生：社会に向かってという視点。特に6年生は、社会科として歴史学習を含めて直接部落問題学習に取り組むこともできる。

中学校も社会科で特に歴史、公民とそれぞれ部落問題学習を深めることはできる。授業研究で授業案づくりをしていくことで実践の幅を広げることができる。部落問題学習の教材はいろいろ開発されているので、これらの教材を活用して実践していくことが求められている。

##### **【地域教材の再認識】**

聴き取りをして地域から学ぶことが重要である。大阪府内で長く使われてきた人権教育の教材である読本『にんげん』は地域が作って、地域の人の生き様が含まれている大切な地域教材である。一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会の協力を得て新たな教材を開発していく取り組みも必要である。

##### **【地域教材バンク等】**

地域教材バンク等、学校で地域のことを語ってくれるOB教職員や地域の方について教育資源として情報共有するなど、現場と繋ぐ役割を教育委員会や豊中市人権教育研究協議会が中心になって作っていけば学校は助かる。資料が確保される場所も必要である。

##### **【現地研修の効果】**

多くの被差別部落の人、マイノリティの人との出会いの中で教職員が気づいていくことの意義は非常に大きい。地域のフィールドワークを通して言葉ではなく実感することがたくさんある。これは同和教育の原点であるといえる。

#### **8)人権・部落問題学習を進めるための学校体制づくり**

同和問題にふれるために地域の人々に出会っていきこうと聞き取りをしている中学校もある。抽象的な理解ではなく、実際に出会って部落差別の問題を卒業するまでに考えさせようとしているのである。このような取り組みは貴重である。ここでの成果を他校での実践に広げていくことが重要である。

教育委員会は、人権教育啓発推進校が人権を視점에据えて先進的な取組みを進める学校であるとの認識を再確認することも必要である。そのうえで、教育委員会は人権教育啓発推進校での実践をさらに深化発展させるための支援のあり方を考え、そこから他の小中学校が学ぶという体制づくりができるようになればいい。

### ③ まとめとしての提起

「部落差別解消推進法」の施行を受けて、各自治体では部落差別の解消に向けて啓発と教育に努めなければならない、とあるように教育の果たす役割は大きい。そのためには部落問題学習を次のような観点で進めていく必要がある。

(1) 部落差別解消に向けて、過去の実践や取組みを継承し、現代の課題をふまえた計画を作成し、新しい実践を創っていくこと。

(2) 家庭における子育て、保育、学校教育、社会教育、市民啓発をトータルにとらえ、全体的な取組みをすすめながら人権文化が着実に根づいた豊中市づくりを行うこと。

(3) その一環として部落問題学習の重要性を再認識し、具体的な授業実践の広がり、授業づくりとその深化をはかること。

1) 部落差別解消に向けて、過去の取組みを継承し、現代の課題をふまえた計画を作成し、実践を創る取組みをする。

上記のように、同和教育の継承と創造が必要であり、現代の課題をふまえた計画を示し、同和問題の解決に向けた実践を通して成果をあげていくことが望ましい。特に若い教職員が部落問題学習の意義と重要性を認識し、自ら部落問題学習の実践を展開するような積極的な姿勢を支援する体制を構築することが必要である。

2) 子育て、保育、学校教育、社会教育、人権啓発をトータルにとらえ、全体的な取組みをすすめながら人権文化が着実に根づいた豊中市づくりを行う。このような構造的な理解を再確認したうえで具体的な地道な取組みが積み重ねられていくことが必要である。

3) 部落問題学習の授業実践の広がり、授業づくりの深化を図る取組みをする。

この点を推進するにあたっては、豊中市人権教育研究協議会をはじめ、人権教育をすすめる活動を支援しながら充実発展させていくことが具体的な施策として考えられる。部落問題学習を中心に据えた人権教育のこれまでの成果に学びつつも、現代社会の現状を踏まえた新しい発想での部落問題学習と人権問題学習が試みられる必要がある。先輩の教職員のこれまでの実績と経験に学ぶには今は重要な時期である。

#### 4. 市民啓発の取り組みについて

##### ①市民啓発の取り組みの現状と課題

###### 1) 市民啓発活動の展開と成果

「部落差別解消推進法」にも明記されている通り、同和問題の解決を目的とする市民に向けた啓発活動は非常に重要である。後に見るように、同和問題にとどまらず広く市民の生活と人権意識をめぐる状況は深刻な問題を伴うものであり、有効な啓発活動の展開がいっそう求められている。ここでは、人権啓発活動の現状と課題、有効な取り組みのあり方について述べていく。

本協議会では、答申作成に向け豊中市が実施している人権啓発活動の実績について報告を受けた。市が実施するものとしては「ひゅうまんプラザ」、「人権月間啓発事業」、市民向け広報誌への「ひゅうまん通信」の掲載、「企業啓発事業」、「人権問題事業者学習会」および日常の啓発活動について報告され、人権まちづくりセンターの人権啓発事業としては「人権・同和問題パネル展」、「人権文化のまちづくり講座」の実績が紹介された。

講座の企画にあたり「LGBT」、「ヘイトスピーチ」など今日的なテーマが選定され、広報誌においては特に若者を想定した内容とするなどの工夫がなされている点は評価できる。また、「ひゅうまんプラザ」は平成4年（1992年）以来継続されているものであり、そのなかで開催される講演会や人権まちづくりセンターで実施される年数回の講座、パネル展への参加者数等のデータを見ても、市民向け人権啓発活動として一定の成果があがっていると言える。

###### 2) 現状の課題

このように、市内で展開されている啓発活動について一定の成果はあがっているが、同時に課題も指摘された。まず講座等への参加者の内訳については、同和問題、人権問題に関心のある市民が参加者の多数を占め、それまで関心の低かった市民が新たに学ぶ場となっていないのではないか、という懸念であり、市民向け広報誌については読者の関心を促す仕掛けに工夫したがるような反響が返ってこなかったと担当課では捉えている。

さらに、今日的で多様なテーマをかかげた講座が企画、実施されている点は評価されるが、それぞれが単発的なものに留まっている点が重要である。なかでも、「同和問題についてきちんと知りたい」というニーズに応えたものとなっているとは言えないだろう。

このように、いくつか課題を指摘することができるだけでなく、本答申の「1」でみた部落差別をめぐる状況を、そしてさらに市民の生活と意識の状況を広く捉えた場合には、非常に深刻な事態が浮かび上がるのであり、それをふまえれば、課題の大きさに比して人権啓発活動の現状は不十分なものと評価せざるを得ない。

##### ②市民の意識の今日的状況

###### 1) 同和問題についての市民の受け止め

有効な啓発のてだてを考えるためには、はたらきかける対象である市民の意識のあり様と、そうした意識をもたらす生活状況を的確に捉えることが前提として必要となる。先に示したように、同和地区に関する差別的、否定的なメッセージが伝えられる状況が続いており、同時に、学校教育を通して「部落差別は許されない」というメッセージが伝えられなくなる傾向もあり、差別への同調につながる意識が広がりつつあることが懸念される。

さらに、同和問題に関しては「同和地区の人々が行政から優遇されている」、「逆差別だ」という意識が以前から根強くもたれている。市民意識調査の末尾に設けられた自由記述欄には「特別措置は逆差別ではないか。優遇があると聞いた」といった記述が同和問題に言及した 64 例のうちの 14 例にのぼっている。報告書によれば、そのなかには税金や公共料金が優遇されていると聞いた、など過去の伝聞にもとづくまったくの誤解であるものがほとんどであったという。これは、同和対策事業が行われた歴史的経緯、その意義と成果、さらに現在ではすでに法律にもとづく対策は終了していることなどが伝えられていない結果である。

それでは、「同和対策事業は終了している。優遇はない」との発信だけでよいのだろうか。

## 2) 市民生活の困難化と意識

自由記述欄には、同和問題に関わる「優遇」、「逆差別」の記述だけではなく、同和問題以外の「人権や差別問題全般」についての記述の中に「逆差別がないようにすべきだ」とまとめられるものが 8 例あったことが報告されている。それらが何を対象としたものかについての記載はないが、他の自治体で行われた人権意識調査の同じ欄には、同和地区が「優遇」され「逆差別」だ、との記述に加えて、生活保護受給者、母子家庭、在日外国人などがその対象として記されるケースが少なくない。そうした意識の典型的な現れがヘイトスピーチだといえる。豊中市の調査では、「激烈なヘイトスピーチといえるものが 2 件」あり、いずれも書き手は若い世代だったことが気になりだと報告書に記されている。

貧困層、生活保護受給者、母子家庭、在日外国人、そして部落への差別意識が生まれてきた背後にはそれぞれ個別の歴史、構造があることはいままでもないが、「優遇」、「逆差別」であると認識し、ヘイトスピーチを生み出す意識状況をひとつながりの問題として受け止める必要があるのではないだろうか。

ヘイトスピーチの活動家たちは特別な背景をもった人ではなく普通の生活者であり、くらしの中のいろいろな点でうまくいってない、認められ安心できる場を持ってない若者が少なくないことを記した著作がある。部落差別についても、差別事件の加害者が何らかの困難を抱えた人であったという事例が少なくない。

近年、日本全体で貧困層が増加し多くの人たちの生活基盤が脅かされ、不安と不満が高まっている。そうした意識が「見下し」の非難として表れたものが、貧困層、生活保護受給者へのバッシング、外国人への排外意識であり、同和地区への「優遇」、「逆差別」への非難についても、過去から引き継がれた部落差別の表れとしての側面に加えて、同様の背景を指摘できるだろう。

## 3) 同和問題を学ぶ意義

部落差別の被害者、加害者を生み出さないために、「部落差別は許されない」という学びが何よりも必要であることはいままでもない。

それに加えて、上記した生活と意識の状況を踏まえれば、同和問題を学ぶことに 2 つの意義を見出すことができる。

まず、自分たちよりも「下の存在」を想定し、そこに差別の意識を向けることで自らの抱える不満を吐き出させるという差別のメカニズムがある。「上見て暮らすな、下見て暮らせ」という、部落差別の文脈でしばしば語られてきた心のあり様は、今日の市民の生活状況にも見出すことができるのである。

このように、生きづらさをもたらす社会をそのままに維持させる差別のメカニズムが働いていること、自分達がそうした仕組みに囚われてしまっていることへの気づきを同和問題についての学びは与えてくれるはずである。

そして同時に、生きづらさを強いる社会について人々が認識を深め、運動に立ち上がり、社会を作りかえて来た歴史もある。水平社の宣言と運動、戦後の部落解放運動はまさにその典型例だということができる。さらに、差別によって虐げられた人々が声を上げ社会を動かし、そこで勝ち取られた成果は、すべての人の生活を守るものとなってきた点も重要である。たとえば、義務教育教科書の無償化、個人情報保護の手立て、就職などの選考過程で本人の能力や努力と無関係な情報が考慮されることを禁じるなどの成果は、部落差別をなくすための運動がもたらしたものである。

現代では、女性、障害者などの運動も成果を蓄積している。こうした動きに対しては「権利を主張しすぎだ」との意識も根強いが、すべての人が人間らしく生活することが可能な社会に一步ずつ近づいていると受け止めるべきである。生きづらさをもたらす元凶に気づき、生きやすい社会を実現するための力を身につけることが人権教育だ、との指摘がある。同和問題の学習はその好適な素材であり、同和問題を学ぶもう一つの意義をここに見出すことができる。

### ③同和問題解決につながる啓発のあり方

#### 1) 啓発の内容

こうした状況を踏まえて、求められる啓発の方法と内容について以下に述べる。

特に行政に対して問われる課題としては、同和対策事業をめぐる誤解と偏見が根強く残っている現実をふまえて、その誤解と偏見を解消するための情報発信が求められる。

また、行政への問い合わせが続いていることをふまえると、「住居、土地をめぐる地区間問い合わせ」については、「自分が差別されないために、不動産価値を守るために、自分の権利を守ることだ」などという認識に対して、そうした行動が差別であることを当事者に納得させるメッセージを伝えることが必要である。

さらに、一般施策化により広く市民の利用が可能となった施設について、同和対策として施設が設けられた歴史的経緯と意義を伝えることが不可欠であり、利用者への啓発をいかに進めるかが重要な課題となる。

さらに、広く同和問題に関わる啓発の内容としては、部落差別についての体系的な知識、つまり、部落の起源、部落が担わされた役割、差別がもたらす悲劇、差別の中で・差別に抗ったの生きざま、解放運動とその成果などを伝えることが求められる。その際、先に記したように、義務教育段階の学校教科書の無償化、就職活動に際して履歴書に記載する情報の限定、戸籍の公開制限など、部落差別の解消を目指した取り組みの成果が広く一般市民にも享受され、多くの人々の権利を守る手立てとなってきた歴史についても意識して伝えることが有効である。

単発の講座ではなく、同和問題について体系的に学ぶことができる連続講座としての開催も必要であり、その際、教職員や市職員等が参加可能な開催形態とすることも求められる。

こうした取り組みは、「なぜ同和問題に特別な扱いをするのか」という疑問を抱かせることが予想される。このような疑問に対しては、先に同和問題を学ぶ意義として整理した点を

ふまえた学習プログラムを提供することが不可欠である。部落差別についての理解が、「部落差別は許されない」との認識をもたらし、さらに自身の生活と社会のあり方を見直し、生きやすい社会の実現に向けた力を身に付ける機会となるような工夫が求められる。

## 2) 人権啓発の方法

行政には、これまでも増して積極的な情報発信の姿勢が求められる。インターネット上に情報が氾濫している時代においては、市民が抱きがちな疑問や誤った情報を正すべく、たとえばホームページに同和問題関係の情報をアップするなどの手段でメッセージを伝えることなどが考えられるべきだろう。

紙媒体での情報発信についても、現在は市政全般に関わる広報誌の一部として掲載されているが、その充実を図ることが必要である。貧困問題を含む他の人権課題、差別問題も含めて扱う人権啓発のための情報をすべての市民に届ける新たな広報誌や冊子の発行などについて検討が求められる。

また、行政の人権啓発活動の柱の一つとしてさまざまな団体や企業をベースにした啓発、研修の機会が提供されてきた。そこでどのような学びと経験が重ねられているのか、その実態をふまえ、さらに充実した学びと出会いの機会となるよう工夫がなされる必要がある。

市職員を対象とした同和問題に関わる研修も従来からなされてきたが、先に指摘したように同和問題を知らない、あるいは不十分な知識だけを持って採用された職員が増えているという実態を踏まえて、いっそうの充実が求められる。

## 3) 拠点としての人権まちづくりセンター

差別を実際に受けてきた当事者から、人々が生きてきた場所で、直接語りに耳を傾け歴史を学ぶことの意義は大きい。「フィールドワーク」の重要性がこれまでも強調されてきたが、市内に人権まちづくりセンターが置かれていることを啓発の面からも積極的に評価すべきである。同和問題に関わる情報の収集、差別を受けてきた当事者の経験や思いの発信、有効な教育・啓発手法の開発を進め、同時に学びの場として機能する拠点が地域に存在するということの意義は非常に大きい。

この点に関しては、地域の歴史と人々の経験を学ぶに当たって、今も差別の言動に触れ、傷つけられ、不安を抱く地区の人々の思いと経験に対する配慮と工夫が何重にも必要不可欠であることは言うまでもない。

これまでも、人権まちづくりセンターは市民啓発の拠点として位置づけられてきた。ただし、そうした課題を実際に担えるだけの十分な体制があったとはいえ、スキルやノウハウを有するスタッフの配置と施設の整備が求められる。今後管理運営の形態についての議論がなされる場合でも、差別を受けてきた当事者が中心として担うべきであり、一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会との連携・協働というポイントは不可欠だろう。

成人の学習や啓発におけるさまざまな手法が開発されており、インターネットによる人権情報の発信ノウハウも蓄積されつつある。豊中市内には多様な人権課題、差別問題に取り組む多くの団体があり、市内や近辺に所在する大学も含めて、それらとの連携を図り、協働して情報収集、分析と啓発活動の展開が模索されるべきだろう。

## 5. まとめ

ここまで、分野別にそれぞれの課題に即して必要な取り組みについて述べてきた。最後に、あらためて今後求められる取り組みを整理しておく。

冒頭で触れたように、今日においても部落差別が続き、差別的な情報が伝えられ続けている半面で、同和問題を学ぶ機会がないままに大人になる人が増加している傾向がみられる。こうした現実をふまえ、乳幼児期の取り組み、学校教育、さらに市民啓発を通して、同和問題を学ぶ機会、伝える場を確保、充実させることが何よりも求められる。

その重要な場である同和保育・人権保育、学校における同和教育については、これまで実践を担ってきた保育者、教職員が退職により現場を離れていくという重大な転機にさしかかっている。これまでの実践の継承が喫緊の課題であり、実践・教材の収集と整理、活用が求められる。何よりも、若い保育者、教職員の学びと成長の機会、場が十分に提供されることが必要である。

市民に向けた人権啓発については、インターネットや情報誌などのメディアを通じた発信と学びの場や機会（「ひゅうまんプラザ」などのイベントや講座、各種団体のメンバーを対象とした研修等）の充実、活用が求められる。その際、受け手の属性や学びへの評価等を丹念に把握し改善に結びつける努力が不可欠である。

認定子ども園、小中学校、高等学校、さらに市民向けの人権啓発での取り組みが、個々バラバラに行われるのではなく、それぞれの実践が交流され、有効な学びが提供される体制が整えられるべきである。

私立の保育園・幼稚園・認定子ども園および小中高等学校における取り組みの把握と、充実に向けた働きかけ、交流の機会を設けることが求められる。

差別を受けてきた当事者と地域から学ぶことの意義を改めて受け止め、教育・啓発の拠点として人権まちづくりセンターが十分な機能を果たすことができるよう体制が強化される必要がある。

これらの取り組みの前提として、市職員の同和問題、人権問題に関わる理解を深めることが重要である。

本答申での提言に即した取り組みが着実に進められると同時に、今後も実態の把握、課題の検証が継続され、改善、充実に向けた取り組みが続けられる必要がある。

## おわりに

この答申は、市が行った市民意識調査の結果が一つの出発点となり、個々の取り組みについての実態の検討から、今後の取り組みのあり方を検討したものである。ここから導き出すべきポイントは、絶えず現状の把握と検証を繰り返す姿勢の重要性である。教育や啓発に関わる分野では数値に表れる成果を確認しづらい面もあるが、実態の把握、取り組みの成果と課題を常に確認し、次なる取り組みに活かす姿勢が不可欠である。この点では、豊中市に留まらず、他府県、他市で実施されている各種調査報告や取り組みの成果にも目を向け、有効な情報を得る姿勢が必要であろう。

「知ることで強くなれた」という言葉は、周囲からの差別のまなざしを感じ日々の暮らしの中で恐れを抱いていた同和地区で生まれ育った若者が、部落差別について学ぶことによって「悪いのは差別を作り出し残して来た社会の側だ」と認識することができ、それによって自分が変わったという経緯を表したものである。部落の当事者にとって同和問題を学習することの意義をそこに見出すことができるが、一般市民を対象とする人権啓発についても、単に「差別をしない、許さない」という姿勢が広がることだけでなく、多くの市民が「知ること、学ぶことで強くなれた」と感じ、行動を起こす力を持つことを目標とすべきではないだろうか。つまり、生きづらさ、不満と不安が高まる自分自身の生活について、それは権利が脅かされている状況であると気づき、それを作り変えていく力を自分たちが持っていることを理解する、「知ることで強くなる」契機となる可能性を、同和保育・同和教育・人権啓発の取り組みは有しているはずである。生活の苦しさが広がりつつあるなかで、「優遇・逆差別への非難」、「弱者に向けた非難」となりがちな意識のあり様を、「権利の実現」を求める姿勢に向けて水路づける重要な意義を持つといえるだろう。

本協議会の答申作成に向けた議論の中で、人権教育推進委員協議会に参加した経験のある委員からの発言があった。これは、市内の各学校から PTA の役員や保護者が参加する集まりであり、その協議会で同和問題についてのさまざまな研修を受け、同和問題と取り組む人の姿に接することを通して学びを深め、大きく成長できたという自身の経験が語られたのである。昭和 45 年（1970 年）の結成以来、長きにわたって取り組まれてきたこの取り組みが、まさに「知ること」の意義を物語る成果を生み出していることを示している。本答申は、同和問題の解決に向けた教育・啓発の取り組みに大きな課題があることを指摘してきたが、これまで積み重ねられた活動がもたらした成果と、そうした活動が持つ可能性を確認し、さらなる進展を期待することで答申を締めくくりたい。

豊 人 人 第 152 号  
平成 28 年 (2016 年) 8 月 4 日

豊中市同和問題解決推進協議会長 様

豊中市長 浅利 敬一郎

豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について (諮問)

豊中市における同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について、豊中市同和問題解決推進協議会規則第 2 条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

## 諮 問 趣 旨

本市におきましては、平成 15 年（2003 年）2 月に、同和対策審議会から「地对財特法経過措置終了後の同和行政のあり方」について、啓発・教育、保育、人権相談・救済、くらしづくり・まちづくり等同和行政の具体的な推進について、多角的な観点から答申をいただき、これらを基に一定整理をしながら同和問題の解決を図るために必要な施策について取り組みを進めてまいりました。

平成 16 年（2004 年）6 月に同和対策審議会を改組した同和问题解決推進協議会を設置し、今日まで本市の同和行政の取り組みや差別事象のほか、人権についての市民意識調査の結果等をふまえ、同和問題の解決に向けた取り組みや市民の状況について調査審議していただいています。

また、平成 24 年（2012 年）6 月より始まった第 5 期同和问题解決推進協議会では、「教育・啓発」、「まちづくり・コミュニティづくり（人権まちづくりセンターの取り組み）」を中心に課題と今後の取り組みの方向性について議論され、平成 26 年（2014 年）5 月に提言をいただきました。

さらに、平成 26 年（2014 年）6 月からの第 6 期同和问题解決推進協議会では、平成 25 年（2013 年）の人権についての市民意識調査結果を受けて、同和問題の教育・啓発の課題について検討を深めるべきとの意見をいただいたところです。

今期、第 7 期同和问题解決推進協議会において、「同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」その方向性や手法、教材等の開発に向けた指針や提案をいただきたく諮問いたします。

## 第7期豊中市同和問題解決推進協議会の審議経過

回	年度	開催月日	審 議 内 容
第1回	平成 28 年度 (20 16 年度)	8月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会長の選出及び職務代理者の指名について</li> <li>○諮問</li> <li>○前期協議会の振り返りと第7期協議会のスケジュールについて</li> <li>○諮問に基づく審議</li> </ul>
第2回		12月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校（小・中学校）における同和教育の取組みについて                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と今後の推進方法について</li> <li>・教職員関係者との意見交換</li> </ul> </li> </ul>
第3回		2月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校（小・中学校）における同和教育の取組みについて                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・同和教育の継承と発展</li> <li>・関係団体等との連携・協働</li> </ul> </li> </ul>
第4回	平成 29 年度 (20 17 年度)	6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前（乳幼児）における同和保育の取組みについて                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題、今後の方向性</li> </ul> </li> </ul>
第5回		8月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就学前（乳幼児）同和保育の取組みについて</li> <li>○市民啓発の取組みの現状と課題                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナスイメージ、無関心層へのアプローチの仕方</li> <li>・若い世代への啓発</li> <li>・啓発手法</li> </ul> </li> </ul>
第6回		10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民啓発の取り組みについて</li> <li>○拠点施設としての人権まちづくりセンターについて</li> </ul>
		11月27日	○第1回起草委員会
		12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第2回起草委員会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・部落解放同盟豊中市協議会との意見交換</li> </ul> </li> </ul>
		1月22日	○第3回起草委員会
第7回		2月27日	○「同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」の答申案について
		3月26日	○「同和問題の解決を図るための具体的な教育・啓発の進め方について」の答申を市長に提出

## 第7期 豊中市同和問題解決推進協議会委員名簿

任期：平成28年(2016年)6月1日～平成30年(2018年)5月31日

名前（敬称略）	所属・役職等
○ 卜田 真一郎	常磐会短期大学幼児教育科教授
◎ 西田 芳正	大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類教授
福間 香代子	豊中市人権教育研究協議会事務局次長
堀 智晴	元大阪市立大学教授
若槻 健	関西大学文学部総合人文学科教授
佐佐木寛治	一般財団法人とよなか人権文化まちづくり協会事務局長
重本 洋輔	豊中地域人権協議会協議員
西田 益久	蛍池地域人権協議会協議員
植松 英子	市民公募委員
中村 次宏	市民公募委員

協議会：◎ 会長 ○ 職務代理

（敬称略）